

申請者の氏名又は法人及び代表者名を記入するとともに代表者印を押印又は署名する。

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経済産業省

申請書の住所・居所又は法人の所在地(登録簿上の所在地、代表者の常勤場所等)

申請年月日	
許可年月日	
許可番号	
有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者記名 関東商事株式会社

代表取締役社長 関東 経太郎 印

押印又は署名  
住所・居所  
又は所在地 埼玉県さいたま市

担当者 部

電話番号 - -

下記のとおり申請します。

1. 取引の概要

(1) 取引の相手方の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ CO., LTD

(2) 取引の相手方の住所・居所又は所在地 \_\_\_\_\_

U.S.A

(裏面)注2を参照のこと

(3) 役務取引期間 役務取引許可後 1ヶ月以内

(4) 利用する者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ Ltd.

(5) 利用する者の住所・居所又は所在地 \_\_\_\_\_

U.S.A

(6) 役務の内容 外為令別表2の項(2) 貨物等省令第15条第2項

(技術) 社製数値制御装置(型番 \_\_\_\_\_)用プログラム

(方法) フロッピーディスク及び貨物に内蔵したROMに格納

(数量) 1セット

(裏面)注5を参照のこと

(7) 取引の相手方が技術情報を受領する場所 \_\_\_\_\_

1(2)と同じ

2. 支払等の関係

(例)相手方から貨物代金を受け取る場合

(1) (一支払、支払の受領、一支払及び支払の受領)の別

(2) 支払等の金額 輸出貨物代金(CIF L.A. US\$56,000)に含まれる為、対価不明

(3) 支払等の時期 船積後30日以内に送金

(4) 支払等の相手方の氏名又は名称 1(1)と同じ

(5) 支払等の相手方の住所・居所又は所在地 1(2)と同じ

上記申請は、

外国為替及び外国貿易法第25条第 項の規定により  
外国為替令第18条第4項の規定により  
外国為替令第18条の3第2項の規定により

許可 する。しない。

外国為替及び外国貿易法第25条第 項及び第67条第1項の規定により  
外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第18条第4項の規定により  
外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第18条の3第2項の規定により

下記の条件を付して許可する。

条件

経済産業大臣の記名押印

申請者は記載しないで下さい

資格 \_\_\_\_\_

裏面も打ち出し、2通、両面コピーして下さい

(裏面)

注意

- 1 印のある欄は記入しないこと。
- 2 「利用する者の氏名又は名称」及び「利用する者の住所・居所又は所在地」の欄は利用する者が確定していない場合「未定」と記入すること。
- 3 印のうち不必要なものは抹消すること。
- 4 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 5 項の規定による役務取引許可申請については「2. 支払等の関係」欄は記載する必要はない。
- 5 「取引の相手方が技術情報を受領する場所」は、外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項の規定による許可を受けようとする場合に、取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所(当該取引において特段の定めがなければ、当該相手方の住所、居所又は所在地がある外国の名称その他)を記入すること。
- 6 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 7 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 8 記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とする。

銀行等の記載欄

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項又は第 5 項の規定により許可を受けた許可証については、記載する必要はない。

送金(又は受領)年月日	金額	銀行等確認印
<b>申請者はこの欄に記入しないで下さい。</b>		